

令和2年5月5日

保護者の皆様へ

高松市教育委員会
教育長 藤本 泰雄

高松市立多肥小学校
校長 溝内 哲也

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業の延長について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

国による緊急事態宣言が、引き続き全国を対象に延長された状態でありますことから、本市においては、下記のような措置をとることになりました。

つきましては、臨時休業中、不要な外出をできるだけ控えさせるなど、児童生徒が健康・安全を第一に考えた生活を送ることができますよう、ご家庭におかれましてもご指導をよろしくお願いいたします。

記

- 1 臨時休業延長期間 令和2年5月11日（月）から5月24日（日）までとします。
ただし、今後、国及び県内の感染拡大の状況等を踏まえ、変更することがあります。
- 2 休業期間中の登校等について
 - (1) 臨時休業期間中の市内一斉の臨時登校日は設けません。ただし、今後、本県もしくは本市において新たな感染者が確認されなかった場合、その時点での全国の感染状況等も踏まえ、5月18日（月）以降に希望者による臨時登校日（授業日としない）を設定する場合があります、その際には別にお知らせいたします。
 - (2) 5月11日（月）以降の学習課題等の配布や連絡等については、可能な限りメール等で配布することとしますが、メール等による配布が困難な場合には、受け取りのための一時的な登校をお願いすることがあります。なお、登校については保護者の判断によるものとし、登校できない場合には、学校に相談ください。
- 3 休業中の生活についての留意点
 - (1) 規則正しい生活を送ることを心掛け、手洗いや部屋の換気など、健康の保持に努めてください。
 - (2) 家事の手伝いなど、家族の一員として望ましい行動をとってください。
 - (3) 家庭学習時間を適切に取り、学校からの宿題を含め復習や、新しい教科書の閲覧など学習内容の予習に努めてください。
本市では、児童生徒の学習を支援するため、高松市総合教育センターのホームページ内に支援サイトを開設しておりますので、ぜひ御活用ください。
（「高松市総合教育センター」<http://www.edu-tens.net/kyouikuken/index.html> で検索）
 - (4) 個人的に用事がある者等の登校は可としますが、可能な限りの感染症対策を講じてください。
 - (5) 私的な行動について、屋外での運動は制限しませんが、3つの密（密閉・密集・密接）が重なる場所および不要不急の外出は避けてください。
 - (6) 中学校の部活動については、5月24日（日）まで自粛とします。
 - (7) 小学校の運動場については、5月11日～22日の平日、開放を予定しています。
 - (8) 新型コロナウイルス感染症やその家族、及び濃厚接触者に対する差別や偏見・いじめは、許されません。このような差別や偏見・いじめが学校・地域においても生じないよう、学校でも指導しておりますが、ご家庭でもお話し合いの機会をもつなど、正しい情報に基づく適切な判断・行動を取ることができますよう、ご協力をお願いします。
- 4 その他
今後、新たな情報が入り次第、情報提供いたします。また、5月25日（月）以降については、改めて通知いたします。